

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 住宅支援資金手引き

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

令和3年7月策定

目 次

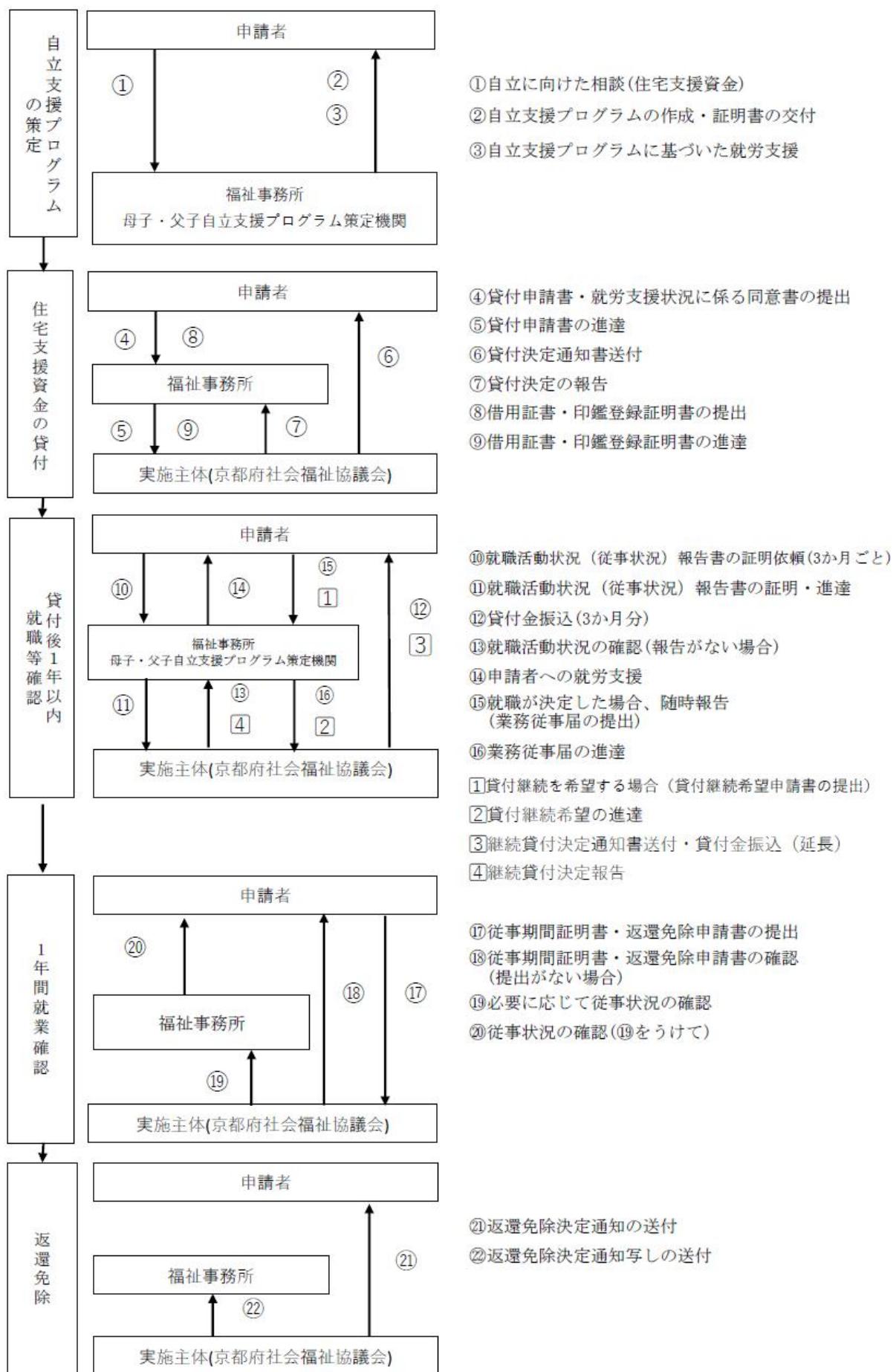
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金住宅支援資金の概要	1
手続きのフロー図	2
1 貸付の申請	3
2 貸付に必要な手続き	4
3 借受中の各種手続き	5
4 就職活動状況報告について	6
5 従事状況報告について	7
6 返還免除	8
7 返還	9
8 完了	11
様式 貸付申請書(様式 1)	12
借用証書(様式 2)	14
振込口座 申込・変更 申請書(様式 3)	16
住所・氏名等 変更届(様式 4)	17
就職活動状況報告書(様式 5)	18
業務従事届(様式 6)	19
貸付継続希望申請書(様式 7)	20
従事状況報告書(様式 8)	21
従事期間証明書(様式 9)	22
返還免除申請書(様式 10)	23
契約解除(貸付辞退)届(様式 11)	24
返還猶予申請書(様式 12)	25
返還計画承認申請書(様式 13)	26
返還計画変更承認申請書(様式 14)	27
従事先変更届(様式 15)	28
連帯保証人変更届(様式 16)	29
預金口座振替(変更)依頼書(様式 17)	30
自動払込利用申込書(様式 18)	31
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金住宅支援資金貸付要綱	32

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 住宅支援資金の概要

貸付対象	下記のすべての要件を満たす方が対象となります。 ・原則として、児童扶養手当の支給を受けている者 ・母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者
募集人数	当該年度 予算の範囲内
貸付額	月 4 万円以内(管理費・共益費含む)
貸付期間	プログラム策定月分以降から、原則 12か月以内
利子	無利子
保証人	原則不要 貸付を受けようとする者が未成年の場合は法定代理人が保証人となります。 ※保証人は、貸し付けを受けた者と連帶して債務を負担するものとし、その保証債務は、延滞利子を含むものとします。
申請手続き	申請は、福祉事務所(各市区福祉事務所又は府保健所)を通じて行います。 ※申請に当たり福祉事務所又は京都府ひとり親家庭自立支援センター及び京都市ひとり親家庭支援センターが発行する自立支援プログラム策定証明書が必要です。 <必要書類> ①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 住宅支援資金貸付申請書(様式 1) ②母子・父子自立支援プログラム策定証明書 ③申請者及びその扶養している児童の住民票記載事項証明書(世帯全員分) ④居住している住宅の賃貸借契約書の写し(原則、本人名義に限る。) ⑤連帯保証人の前年の所得証明書(連帯保証人を立てている場合) ⑥その他会長が必要と認める書類(例、課税証明書等)
貸付金の送金	貸付決定後、借用証書・印鑑登録証明書を提出していただいた後、原則分割で交付します。
返還免除	下記の要件をすべて満たした場合、返還は免除されます。 ①住宅支援資金による貸付を受けた日から、現に就業していない者が 1 年以内に就職又は現に就業している者が 1 年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等 ②上記の職に引き続き 1 年間従事 ※ ②の「1 年間従事」とは、最終の貸付月分の翌月の初日以降に 1 年間従事することが必要となるため、①の要件を満たした後も貸付を受ける場合は、返還免除のためには最終の貸付月分の翌月の初日から 1 年間従事する必要があります(例:3 月分まで貸付→4 月 1 日以降から 1 年間従事が必要)。

■貸付フロー図

①～②通常貸付の場合 ①～④貸付継続の場合



1 貸付の申請

申請者 → 福祉事務所 → 社会福祉協議会

(1) 申請

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 住宅支援資金(以下、「住宅支援資金」と言う)の貸付を希望する場合は、下記の書類を準備し、市区町村窓口を通じて京都府社会福祉協議会(以下、「府社協」と言う)に提出してください。

申請者が作成・準備する書類

- ①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 住宅支援資金貸付申請書(様式 1)
- ②母子・父子自立支援プログラム策定証明書
- ③申請者及びその扶養している児童の住民票記載事項証明書(世帯全員分)
- ④居住している住宅の賃貸借契約書の写し(原則、本人名義に限る。)
- ⑤連帯保証人の前年の所得証明書(連帯保証人を立てている場合)
- ⑥その他会長が必要と認める書類(例、課税証明書等)

連帯保証人について

申請者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人(親権者など)となります。

(2) 貸付決定

府社協は、提出された申請書などの内容を審査し、貸付が適当と認められた方に貸付決定通知書を交付します。

(3) 他制度との併用

住居確保給付金等、他制度との併用をしている場合は、家賃額と他制度の利用額との差額の貸付となります。

申請書に併用状況を記入してください。なお、故意に併用の記載を怠ったときは貸付決定を解除することがあります。

2 貸付に必要な手続き

申請者 → 福祉事務所 → 社会福祉協議会

(1) 貸付金の送金手続き

貸付決定を受けた方は、市区町村窓口を通じて府社協へ下記の書類を提出してください。

提出書類

- ①借用証書(様式2)
- ②印鑑登録証明書(本人・連帯保証人)
- ③振込口座申込・変更申請書(様式3)
※口座名義は、貸付決定を受けた本人の名義以外は認められません。
- ④振込口座の通帳のコピー
※金融機関名、支店名、口座の種別、口座番号、口座名義がわかるコピーを提出してください。

(2) 貸付金の送金

原則として、年4回の分割交付となります。

母子・父子自立支援プログラムに沿った就職活動(従事状況)及び居住先の変更の有無などを確認したうえで、6月・9月・12月・3月に送金月の直前3か月分を送金します。

- 6月…3月～5月分を送金
- 9月…6月～8月分を送金
- 12月…9月～11月分を送金
- 3月…12月～2月分を送金

(3) 送金の終了

貸付決定の最終期間が到来したときは送金は終了となります。

なお、就職活動状況や従事状況の報告がなく未送金期間が残っている場合、特段の事情がない時は、未送金期間についての貸付契約を解除する場合があります。

(4) 契約の解除

府社協は、借受者が貸付の目的を達成する見込みがなくなったと判断した場合には、文書により契約を解除します。契約を解除された場合は、借り受けた住宅支援資金を返還していただくことが必要です。返還の手続きは、「7 収還」のページを確認してください。

3 借受中の各種手続き

申請者 → 福祉事務所 → 社会福祉協議会

借受中に次の事項が生じた場合は、事実発生から 15 日以内に、市区町村窓口を通じて府社協へ届け出してください。

事項	提出書類
氏名を変更したとき	■住所・氏名等変更届(様式 4) ■証明できる書類(運転免許証(裏表とも)のコピー、戸籍謄本(抄本)の原本+附票など)
住所を変更したとき	■住所・氏名等変更届(様式 4) ■証明できる書類(運転免許証(裏表とも)のコピー、住民票の記載事項証明書など) ■変更後の住居の賃貸借契約書の写し
連帯保証人を変更するとき	■連帯保証人変更届(様式 16) 『借用証書の提出以後に変更する場合』 ■借用証書(様式 2) ■印鑑登録証明書(変更のあった連帯保証人のもの)
就職したとき	■業務従事届(様式 6)
借受中に契約解除するとき	■契約解除届(貸付辞退届)(様式 11) ※借り受けた資金を返還していただくことが必要です。返還の手続きは、「7 返還」のページを確認してください。
母子家庭の母又は、父子家庭の父でなくなったとき	■契約解除届(貸付辞退届)(様式 11)

4 就職活動状況報告について

申請者 → 福祉事務所 → 社会福祉協議会

(1) 借受中の就職活動状況報告について

借受中は就職活動状況報告を行い、確認後、住宅支援資金の送金が行われます。

福祉事務所を通じて、府社協に基準月(6月、9月、12月、3月)の5日までに書面にて就職活動状況報告書(様式5)を提出してください。

報告書の証明内容及び証明月は送金対象月の最も遅い月となります。

例) 基準日6月5日までに提出する内容と証明月

証明内容:3~5月の間の活動内容 → 証明月:5月

証明内容:3~4月の者の活動内容 → 証明月:4月

証明内容:3月の者の活動内容 → 証明月:3月

就職活動状況報告がない場合は、就職活動状況が確認できるまで、貸付金の送金を停止する場合があります。

(2) 就職が決った場合について

母子・父子自立支援プログラムに基づき、就職が決った場合は、業務従事届(様式6)を福祉事務所を通じて府社協に提出してください。

就業開始月をもって貸付期間は原則終了となります。希望により貸付金の送金を受けることができます。その場合は「5 従事状況報告について」に記載している従事状況報告が必要となります。

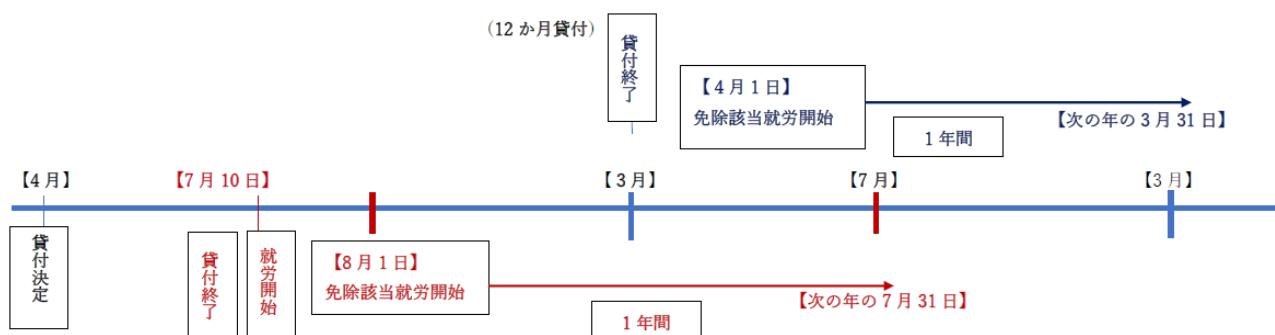
例示

【ひとり親 住宅支援資金貸付モデルケース】

(例) 4月に貸付決定し、同年7月10日に就労開始された方の例

①原則的な扱いの例 7月で貸付終了した場合 (貸付期間は4月~7月) 免除該当就労期間 8月1日~次の年の7月31日

②希望により12か月の貸付を行った場合 (貸付期間は4月~3月) 免除該当就労期間 4月1日~次の年の3月31日



5 従事状況報告について

申請者 → 福祉事務所 → 社会福祉協議会

(1)就職後の報告について

①就職後も特段の事情により貸付継続を希望する場合は、福祉事務所を通じて、貸付継続申請書(様式7)を府社協に提出してください。その後、福祉事務所を通して府社協に基準月(6月、9月、12月、3月)の5日までに書面にて従事状況報告書(様式8)を提出してください。

提出がない場合送金することができません。

従事状況報告の証明内容及び証明月は就職状況活動報告と同じ扱いとなります。

②就職後1年間引き続き就業したときは、従事期間証明書(様式9)及び返還免除申請書(様式10)を提出してください。詳しくは「6 返還免除」のページを参照ください。

(2)その他の異動について

また、就労を開始した後に次の事項が発生したときは、事実発生から15日以内に、福祉事務所を通じて府社協へ届け出してください。

事項	提出書類
氏名を変更したとき	■住所・氏名等変更届(様式4) ■証明できる書類(運転免許証(裏表とも)のコピー、戸籍謄本(抄本)の原本+附票など)
住所を変更したとき	■住所・氏名等変更届(様式4) ■証明できる書類(運転免許証(裏表とも)のコピー、住民票の記載事項証明書など)
連帯保証人を変更するとき	■連帯保証人変更届(様式16) ■借用証書(様式2) ■印鑑登録証明書(変更のあった連帯保証人のもの)
従事先を変更したとき	■従事先変更届(様式15) ■従事期間証明書(様式9) ※前職分
業務上の事由により本人が死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき(当然免除)	■返還免除申請書(様式10) ■従事期間証明書(様式9) ■証明できる書類 死亡の場合:死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要) 疾病等の場合:医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要)

6 返還免除

申請者 → 社会福祉協議会

(1) 返還免除

① 当然免除

次の要件に該当する場合は、住宅支援資金の免除が受けられます。要件に該当された場合は、20日以内に府社協へ書類を提出してください。

■ 母子・父子自立支援プログラムに基づく業務に1年間従事したとき

① 住宅支援資金による貸付を受けた日から、現に就業していない者が1年以内に就職又は現に就業している者が1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等

② 上記の職に引き続き1年間従事

なお、②の「1年間従事」とは、最終の貸付月分の翌月の初日以降に1年間従事することが必要となるため、①の要件を満たした後も貸付を受ける場合は、返還免除のためには最終の貸付月分の翌月の初日から1年間従事する必要があります(例:3月分まで貸付→4月1日以降から1年間従事が必要)。

提出書類

返還免除申請書(様式10)

従事期間証明書(様式9)

■ 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

提出書類

返還免除申請書(様式10)

従事期間証明書(様式9)

証明できる書類

死亡の場合:死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し 及び 労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要)

心身の故障の場合:医師の診断書の写し 及び 労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要)

②裁量免除

次の要件に該当する場合は、住宅支援資金の全部又は一部免除を申請することができます。要件に該当された場合は、15日以内に府社協へ書類を提出してください。

■業務外の事由により死亡し、又は障害により貸付を受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき（ただし、相続人又は連帯保証人も返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、免除します。）

免除額 返還すべき債務の残額の全部又は一部

提出書類

返還免除申請書(様式10)

従事期間証明書(様式9)

証明できる書類

死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し

障害の場合：医師の診断書の写し など

■長期間所在不明となっている場合等、住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき（ただし、相続人又は連帯保証人も返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り免除します。）

免除額 返還すべき債務の残額の全部又は一部

7 返還

申請者 → 社会福祉協議会

返還にあたっては、償還方法、償還期間などを府社協と相談した上で、20日以内に府社協へ書類を提出してください。

(1) 返還計画承認申請

① 返還方法と必要書類

返還は下記の4つの中から希望するものを選択してください。

表 返還方法と必要書類

	返還計画承認申請書	預金口座振替依頼書(京都銀行)又は自動払込利用申込書(ゆうちょ銀行)
	様式13	様式17又は18
①口座振替による一括返還	○	○
②振込票による一括返還	○	不要
③口座振替による分割返還	○	○
④振込票による分割返還	○	不要

② 返還の始期及び返還期間

返還は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から開始していただきます。分割返還するときは、10年以内に返還してください。

③ 口座振替で利用可能な金融機関

口座振替で利用可能な金融機関は、京都銀行又はゆうちょ銀行とします。なお、口座振替は、手続きの関係上、2回目の払い込みからとし、1回目については振込票で送金していただくこととします。

④ 分割返還の差額調整

分割返還を利用する場合の返還額は均等払いとします。なお、差額が発生する場合は、初回の返還額に加算若しくは減額することとします。

⑤ 振替日及び払込み期日

口座振替の実施日及び振込票による払込み期日については毎月27日とします。なお、金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

⑥ 延滞利子

正当な理由がなく、返還計画より遅れると、年3.0%の延滞利子を加算します。

(2)返還計画の承認

府社協は、提出された申請書などの内容を審査し、適当と認められた場合に書面にて通知します。

(3)返還計画の変更

承認された返還計画を変更したい場合は、事前に府社協と相談の上、返還計画変更承認申請書(様式 13)を提出してください。府社協は、提出された申請書に基づいて審査し、適当と認められた場合には書面にて通知します。

(4)口座振替ができなかった場合

残高不足等により返還が出来なかつた場合は、振込票を、借受者あてに送付しますので、到着後 10 日以内に送金してください。

(5)残額のお知らせ

返還期間中、返還状況と残額を文書で下記のとおり通知します。

通知先	時期
借受者	毎年 2 回(7 月と 1 月)
連帯保証人	毎年 1 回(7 月)

(6)督促状

下記の条件に該当する場合は、督促状を発行します。

通知先	条件
借受者	6 か月以上連續して返還されなかつたとき
連帯保証人	12 か月以上連續して返還されなかつたとき

(7)振込票の送付

振込票は、年 2 回 6 か月分ずつ発行し、借受者に送付します。

8 完了

返還が完了又は返還免除により債務がなくなったときには、書面にて借受者及び連帯保証人に通知します。